

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」に関する
IUCN 評価結果及び勧告の概要について

環境省自然環境計画課

- 我が国が世界遺産一覧表への記載を推薦している「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」について、5月4日、世界遺産委員会の諮問機関（IUCN）の評価結果がユネスコから通知された。
- 世界遺産一覧表への記載の可否に関する勧告の4段階の区分（※）のうち、「延期」が適当との勧告がなされた。
- この IUCN の勧告を踏まえて、本年6月24日～7月4日に開催される第42回世界遺産委員会（バーレーン）において、勧告の内容が決定する。

※勧告の4段階の区分

	記載	世界遺産一覧表に記載するもの
	情報照会	追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再審議するもの
○	延期	より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの（推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある）。
	不記載	記載にふさわしくないもの

1. 「延期」の主な理由

- ① 推薦地は連続性に欠け、遺産の価値の証明に不必要な分断された小規模な区域が複数含まれていること。
 - ② 推薦地の連続性の観点で、沖縄の北部訓練場返還地が重要な位置づけにあるが、現段階では推薦地に含まれていないこと。
- 再推薦までに必要な事項として、北部訓練場の残る地域について、a: 推薦地管理の観点から米軍との調整のさらなる発展、b: 推薦地管理への地元自治体や関係者の参画の推進、c: 私有地（奄美大島）の取得の推進が 列挙。

2. 世界自然遺産の評価基準への適合

評価基準	評価の概要
ix) 生態系・生物 進化	「延期」の理由①の点で、生態学的な持続可能性に懸念がある等、 <u>基準には該当しないと評価。</u>
x) 生物多様性	「延期」の理由①②を改善することで、 <u>基準に該当する可能性があると評価。</u>

3. その他の主な評価

- 絶滅危惧種や固有種の生息地であるという点で、4島が世界遺産としての可能性を有していると評価。
- 推薦地の保護管理については、強力なガバナンス体制や多くの関係者の参画など、世界遺産としての要件を満たしているものと評価されている。一方で、推薦地の価値に影響を与える脅威として、ノネコ、ノイヌを含む侵略的外来種、固有種の交通事故、野生生物の違法採取、観光影響が指摘され、下記の対応が要請。
 - 外来種対策の推進
 - 実効性のある観光管理の仕組みの構築
 - 絶滅危惧種や固有種等の総合的なモニタリングの実施
- 北部訓練場の残る地域については、推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能し、景観の連続性や重要種の生息に貢献していると評価。

4. 今後の対応方針

- 確実な世界遺産登録を目指すためには、IUCN の理解と協力を得ることが不可欠。
- 評価に関する IUCN の真意を確認しつつ、関係機関や自治体、国内専門家とも協議して、今後の対応を判断する。